

公的年金の改革について

井堀利宏

東京大学大学院経済学研究科教授

2010年9月28日

世代間公平と年金改革の必要性

- 世代間公平の観点からみて、現行の賦課方式の年金制度は維持するのが困難。
- 世代間の損得勘定で見れば、高齢化・小子化のなかで一番苦しいのが、現在0歳から20歳くらいまでの世代。
- 世代別負担の長期的な動向は前もって予想できるから、公的年金制度の抜本的改革を今のうちから考えることが、大切。

2004年改正と公的年金の改革

- 2004年改正でマクロ的には維持可能？
- メリット：財政上の安定化、公的年金の金額を抑制
- デメリット：賦課方式である以上、世代間不公平は残る

- しかし、2017年以降本当に給付水準を削減できるのか？高齢者の政治的支持が不可欠
- 賦課方式のままでは、世代間の不公平は解決されていない
- 若い世代、将来世代の年金不信を解消することが重要
- 公的年金制度をより根本的に改革することで、
- ①若い世代からみてより公平でより効率的な年金制度へ、②流動化する家族、就労形態とより中立的に

賦課方式の公的年金制度

- 現状の賦課方式の公的年金での世代間扶養の制度が、高齢化・少子化が進む21世紀前半に維持可能なのか？
- 賦課方式の公的年金制度での実質的な年金収益率は、経済成長率（あるいは賃金上昇率）と人口増加率（あるいは勤労人口増加率）の合計で与えられる。
- 将来は現在以上に厳しい数字になる

世代間公平の考え方：過去

- 1970年代の老年世代と当時の勤労世代との間での勤労世代から老年世代への公的な再分配は、方向として正当化できた
- 勤労世代は高度成長期の資本蓄積の成果を享受してきた
- 老年世代にとっては平均寿命の伸びが予想外の速度で進み、青年期に十分な貯蓄をする環境になかった

世代間の公平と効率：将来

- 問題は、現在の老年世代と勤労世代、将来登場する世代との間の比較
- 平均寿命が長いことが若い時期から十分に予想できるので、老後の資金を前もって準備しておく時間的余裕がどの世代にもある
- 現役世代、将来世代が「団塊の世代」へ所得を移転するのは、世代間の公平からみて正当化されない。
- 家族形態、就労形態の流動化にあった公的年金制度にすべき

積立方式に移行するメリット

- (1)積立方式では自らの負担と自らの給付が連動しているので、受益者負担の原則に合致している。
- (2)賦課方式のもとで年金負担が勤労意欲を抑制する効果が、積立方式ではなくなる。
- (3)今後の出生率と労働人口の低下を想定すると、積立方式の方が賦課方式よりも高い収益率を期待できる

積立方式のデメリット

- 収益率＝利子率が変動するリスク
- 予想外のインフレによって実質金利が大きく下落する
- 現役世代のみならず、年金受給世代も負担を分かち合うべき
- 高い収益率で運用できるのか？
- 公的運用で効率的にやれるのか？
- 後期高齢期にはリスクを負担しきれない

あるべき年金改革

個人勘定の年金(前期高齢者)

- 60－80歳の給付期間
- (20－60歳の拠出期間)
- 個人勘定の民営化された年金として、積立方式で前期高齢期の収入に対応
- 家族形態、就業形態が多様化する社会で、年金制度が個人の意志決定とより中立的になる
- 自己責任原則がより求められるために、世代内でも運用実績の格差が生じる
- ある程度の規制は必要

公的基礎年金（後期高齢者）

- 平均寿命よりも長生きするリスクのみをカバーする
- 80歳以上の後期高齢者のみを対象として公的年金の支給する（財源は消費税）
- 人口の少ない後期高齢者に対する賦課方式の年金給付総額はマクロ的に大幅に削減される
- 将来の勤労世代の負担も大幅に軽減される

移行のイメージ

- 2011年に20歳になる新世代から、新しい年金制度に加入する(前期高齢期までの個人勘定積立方式＋後期高齢期の賦課方式)
- 2011年に21歳以上の旧世代については、現行年金制度で、給付の削減を徐々に(しかも大幅に)進める←新世代からの拠出が利用できない分だけ、給付の削減が必要(一律3割程度?)
- ある程度は、新世代にも負担を転嫁する(今後経済成長が見込めれば、新世代の負担能力も増大)

年金改革の選択肢

- 年金制度の選択にかかわる基本的な情報を、そのメリット・デメリットも含めて、国民に明示する
- 報酬比例部分を民営化された個人勘定の積立方式へ移行するために、
=>より現実的なシナリオをきちんと提示する

個人勘定の賦課方式（次善案）

- 現行賦課方式を報酬比例部分も含めて維持せざるを得ない場合、報酬比例部分を個人勘定に移行する
- 報酬比例部分について、その保険料を同時期の親世代への一般的な給付に回すのではなくて、自分の親に限定してその給付に充てる
- 親が60-80歳になっている場合にのみ、子供の勤労所得から一定の保険料分を、親に移転する

少子化対策

- 自分の親に給付されることが具体的に明示されるから、民間の自発的な再分配との調整が容易に行われる。
- 保険料給付が増大しても、それがすべて自分の親に給付される財源に回るのであれば、実質的な負担増を感じない
- 自分の子どもの数が多くなれば、親の給付額も増加するので、親は子どもを多く産み、きちんと育てる誘因を持つ → 少子化対策